

授業料等減免制度について（概要）

■内容

軽井沢風越学園では、多様な家庭環境の子どもたちの学びを支えるため、入学金・授業料の減免制度を創設しました。2024 年度の義務教育学校入学者および在校生のうち、一定の基準に該当する方は、入学金と授業料の一部または全額の減免を適用いたします。

なお、2024 年度の授業料等減免制度から、「2019 年 4 月 1 日時点から現在まで志願者及び保護者が軽井沢町または御代田町に居住していること」という条件を撤廃しています。

■対象者

軽井沢風越学園（義務教育学校）の入学資格を有する方のうち、次の要件を満たす方を対象とします。

▼要件

- 児童生徒の生計維持者の 2022 年所得が、下表の「所得基準額を下回る」こと。
あるいは、児童生徒の保護者が申込時点において「生活保護法の被保護者」であること。
※生計維持者とは、児童生徒の学費や生活費を負担する者を指し、原則父母がこれに当たります。

▼所得基準額

- 児童生徒の生計維持者（別紙、申込書に記入した者）の所得を合計した金額が、次の基準額を下回ることが条件となります。
- 世帯人数は、住民票に記載のすべての世帯員に、別世帯の生計維持者がいる場合はその者を合計した人数です。
- 所得とは、給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者の場合は、「収入額から必要経費を差し引いた金額」です。

世帯人数	所得基準額
2人	4,190,000 円
3人	5,530,000 円
4人	6,530,000 円
5人	7,820,000 円
6人	8,820,000 円
7人	10,440,000 円

■定員

4 名程度（2023 年度からの継続者除く）

本制度は軽井沢町の「さわやか軽井沢ふるさと寄附金」を活用する予定のため、定員に限りがあります。定員を上回る申込みがあった場合は、提出された書類をもとに選考させていただきます。予めご了承ください。

■審査

- 審査は、申込書類をもとに経済状況を考慮して、入学選考と並行して実施します。
- 申込書類に不備がある場合、審査の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

▼申込期間 2023年9月21日（木）～9月25日（月）消印有効

▼一次選考期間 2023年9月26日（火）～10月13日（金）

▼二次選考期間 2023年10月14日（土）～11月16日（木）

▼結果通知 2023年11月17日（金）出願サイトにて、結果通知

（出願を伴わない在校生からの申込については、封書にて結果通知いたします）

■申込締切

2023年9月25日（月）（消印有効）

※申込書類送付先は最終ページをご参照ください。

※簡易書留でお送りください。持参やポストへの直接投函はお受けしかねます。

■2025年度以降について

2025年度以降、基準を満たす方は継続的に授業料等減免制度を利用できます。ただし、授業の出席状況や経済状況等をもとに毎年度審査を行います。

■減免制度申込書「3 申立て内容」について

住民票記載内容と現在の生活実態が異なる場合、ご提出いただいた書類と現状が大きく異なる場合、あるいは次の<表1 授業料減免額基準表>で③に該当するが全額減免を希望する場合は、「3 申立て内容」を記入してください。

例1：父または母が児童・生徒と別居している場合

住民票上は「父・母・子どもの3人世帯」だが、実態は父が別居しており、母の収入のみで子どもを養育している。

例2：祖父母と同居している場合

通学等の理由で子どもと父母が別居しており、祖父母の家に居住しているため、住民票上は、「祖父・祖母・子どもの3人世帯」だが、実態は父母の収入で子どもを養育している。

例3：ご提出いただいた書類と現状が大きく異なる場合など

2022年は提出書類の通りであるが、現在父が病気療養により失業中であるため、全額免除を希望する。

授業料等減免額について

本制度は、軽井沢風越学園への寄付で維持されているため、財源には限りがあります。希望される一人でも多くの方にご利用いただくため、世帯の経済状況に応じて授業料減免額の選択をお願いしています。

■減免される費用

- 本制度により減免される費用は、入学金の全額と授業料の一部または全額です。施設料、教材活動料は、すべての方にご負担いただく費用です。
- 次の通り、授業料の減免額は世帯所得額に応じて決定されます。

■授業料減免額

授業料は次の①～③のいずれかの減免額となります。

①～③のどこに該当するかは、下記＜表Ⅰ 授業料減免額基準表＞をご参照ください。
なお、①～③のいずれの場合も入学金は全額免除されます。

<u>①全額減免される方</u>
年間 66 万円の授業料の全額が減免されます。実情に応じて半額か 3 分の 1 減免も選択可能です。
<u>②全額減免か半額減免を選べる方</u>
本制度の趣旨をご理解いただいたうえで、世帯の経済状況に応じて全額減免（66 万円の減免）か半額減免（33 万円の減免）を選択してください。
<u>③半額減免か 3 分の 1 減免を選べる方</u>
本制度の趣旨をご理解いただいたうえで、世帯の経済状況に応じて半額減免（33 万円の減免）か 3 分の 1 減免（22 万円の減免）を選択してください。

＜表Ⅰ 授業料減免額基準表＞

既に世帯内に本制度を利用する子どもがいる場合や、今回、同一世帯から複数名で申し込む場合の 2 人目については、＜表Ⅱ 授業料減免額基準表／2 人目＞をご覧ください。なお、「義務教育学校授業料等減免規程」で定められている通り、同一世帯からの採択人数は 2 名までとなります。

世帯人数	①全額減免される方の所得	②全額減免か半額減免を選べる方の所得	③半額減免か 3 分の 1 減免を選べる方の所得
2 人	1,630,000 円未満	1,630,000 円～3,549,999 円	3,550,000 円～4,189,999 円
3 人	2,150,000 円未満	2,150,000 円～4,684,999 円	4,685,000 円～5,529,999 円
4 人	2,540,000 円未満	2,540,000 円～5,532,499 円	5,532,500 円～6,529,999 円
5 人	3,040,000 円未満	3,040,000 円～6,624,999 円	6,625,000 円～7,819,999 円
6 人	3,430,000 円未満	3,430,000 円～7,472,499 円	7,472,500 円～8,819,999 円
7 人	4,060,000 円未満	4,060,000 円～8,844,999 円	8,845,000 円～10,439,999 円

※所得とは、給与所得者の場合、源泉徴収票の「**給与所得控除後の金額**」、事業所得者の場合は、「**収入額から必要経費を差し引いた金額**」です。

※②、③に該当する場合、別紙の申込書でどちらを選択するか記入してください。

※今回選択いただいた減免額は 2024 年度のみ適用されます。2025 年度の減免額は、次年度の継続申込み時に所得状況に応じて改めて選択いただきます。

＜表 2 授業料減免額基準表／2人目＞

既に同一世帯に本制度を受けている子どもがいる場合や、今回、同一世帯から複数名で申し込む場合、2人目については以下の基準表をご確認ください。なお、「義務教育学校授業料等減免規程」で定められている通り、同一世帯からの採択人数は2名までとなります。

世帯人数	①全額減免される方の所得	②全額減免か半額減免を選べる方の所得	③半額減免か3分の1減免を選べる方の所得
2人	1,211,000円未満	1,211,000円～3,130,999円	3,131,000円～4,189,999円
3人	1,597,000円未満	1,597,000円～4,131,999円	4,132,000円～5,529,999円
4人	1,887,000円未満	1,887,000円～4,879,499円	4,879,500円～6,529,999円
5人	2,258,000円未満	2,258,000円～5,842,999円	5,843,000円～7,819,999円
6人	2,548,000円未満	2,548,000円～6,590,499円	6,590,500円～8,819,999円
7人	3,016,000円未満	3,016,000円～7,800,999円	7,801,000円～10,439,999円

※所得とは、給与所得者の場合、源泉徴収票の「**給与所得控除後の金額**」、事業所得者の場合は、「**収入額から必要経費を差し引いた金額**」です。

※②、③に該当する場合、別紙の申込書でどちらを選択するか記入してください。

※今回選択いただいた減免額は 2024 年度のみ適用されます。2025 年度の減免額は、次年度の継続申込み時に所得状況に応じて改めて選択いただきます。

授業料等減免制度利用の流れ

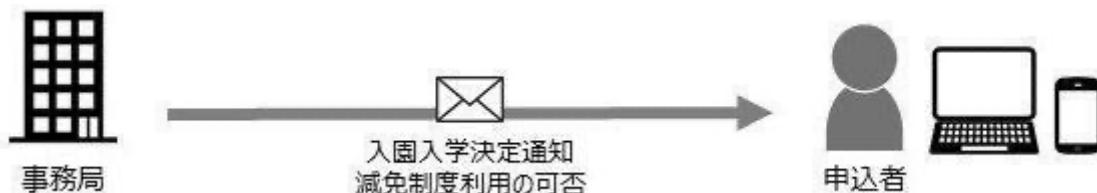
ステップ 1

- 別紙「授業料等減免制度申込書」を記入してください。
- 住民票や公的所得証明書が必要です。次ページを確認のうえ、該当する添付書類を取得してください。
- 申込書と添付書類と一緒に送付してください。



ステップ 2

- 事務局で審査のうえ、出願サイトにて 2023 年 11 月 17 日の「入園入学決定通知」とともに、「授業料等減免制度 利用の可否」をお知らせします。（減免制度の利用ができない場合も通知します。）出願を伴わない在校生からの申込については、封書にて結果通知いたします。



ステップ 3

- 入学後に下記の費用をお支払いください。お支払いの方法は別途ご案内いたします。
- 本制度により減免される費用は、入学金と授業料の一部または全額です。施設料、教材活動料は、すべての方にご負担いただく費用です。

＜年間費用一覧＞

項目	金額	支払の要否
入学金	20 万円	不要
授業料	年間 66 万円	所得に応じて減免額を決定
施設料	年間 11 万円	必要
教材活動料	年間 3 万円	必要

※支払方法は、年間一括払い・年間 2 回払い・月払い（毎月）から選択していただきます。

※2024 年度の 5 年生は、chromebook 購入費用（6 万円程度）を別途ご負担いただく場合があります。

※その他、実費を徴収する場合があります。指定の制服、体操服、上履き、鞄などはありません。

申込書類について

■次の書類を提出してください。

同一世帯の兄弟姉妹で申込みの場合、書類は 1 部の提出で構いません。

※児童養護施設等で生活している児童生徒は、事務局までお問い合わせください。

①	<input type="checkbox"/>	授業料等減免制度申込書	・漏れなくご記入ください
②	<input type="checkbox"/>	世帯全員分の住民票（コピー可）	・ <u>2023年4月1日以降に発行されたもの</u> ・ <u>マイナンバーの記載がないもの</u> ・記載内容で「 <u>世帯主・続柄</u> 」を必ずチェックしてください
③	<input type="checkbox"/>	【別世帯の生計維持者がいる場合のみ】 生計維持者の住民票（コピー可）	・ <u>2023年4月1日以降に発行されたもの</u> ・ <u>マイナンバーの記載がないもの</u> ・記載内容で「 <u>世帯主・続柄</u> 」を必ずチェックしてください
④	<input type="checkbox"/>	世帯所得を証明する書類 (コピー可)	・下記の「 <u>世帯所得を証明する書類</u> 」をご確認ください ・源泉徴収票、住民税決定通知書は代替できません

■世帯所得を証明する書類について

「公的所得証明書」、「生活保護受給証明書」のいずれか 1 点をご提出ください。

公的所得証明書 [2022 年（令和 4 年）1 月から 12 月の所得がわかるもの]

- 軽井沢町の方

「所得・課税証明書」を取得してください。

「税務課（住民税・納税証明）交付申請書」の「2 所得・課税証明書」がこれにあたります。

- 御代田町の方

「所得・課税・扶養証明書」を取得してください。

「納税証明書・交付請求書」の「所得・課税・扶養証明書」がこれにあたります。

- 佐久市の方

「所得証明書」を取得してください。

「交付申請書及び代理人選任届（市民税）」の「1 所得証明書」がこれにあたります。

- ◆ 2023 年（令和 5 年）1 月 1 日にお住まいだった市町村が発行する証明書が必要です。
- ◆ 住民票に記載の 20 歳以上の世帯員全員分と、別世帯の生計維持者がいる場合はその方の分も提出してください。
- ◆ 20 歳以上の世帯員がいる場合、所得がなくとも（兄弟姉妹など学生も含む）取得してください。

生活保護受給証明書〔2023年（令和5年）4月1日以降に交付のもの〕

- 市町村の担当課が発行する書類をご提出ください。

申込書類送付先

申込書類は、下記送付先まで「簡易書留」にてお送りください。

※持参やポストへの直接投函、並びに申込締切を過ぎたものはお受けしかねます。

※キリトリ線から切り離し、宛名を封筒に貼って送付してください。

〒389-0113

長野県北佐久郡軽井沢町発地 1278-16

学校法人軽井沢風越学園「授業料等減免制度受付」係

記入日 年 月 日

学校法人軽井沢風越学園 宛

軽井沢風越学園授業料等減免制度申込書

次の項目に同意のうえ、授業料等減免制度（2024年度新規）について申込みます。

- (1) 虚偽の記載により当減免制度の決定を受けた場合や、その他不正な行為により授業料等の減免を受けた場合は、当該金額を返還すること。
- (2) 本申込書の内容に変更が生じたときは、速やかに申し出ること。
- (3) 当学園及び当学園から委託を受けた事業者が、本申込書及び添付書類に記載された個人情報を取り扱うこと。

1 保護者の情報

児童生徒の保護者の情報を記入してください。（父母やその他生計維持者がいない場合は空欄で構いません）

※生計維持者とは、児童生徒の学費や生活費を負担する者を指し、原則は父母がこれに当たります。

保護者 (生 計 維 持 者)	児童生徒の父	フリガナ		生年 月日	西暦 年 月 日
	氏名				
	児童生徒の母	フリガナ		生年 月日	西暦 年 月 日
	氏名				
	その他1 続柄 ()	フリガナ		生年 月日	西暦 年 月 日
	氏名				
	その他2 続柄 ()	フリガナ		生年 月日	西暦 年 月 日
	氏名				
	その他3 続柄 ()	フリガナ		生年 月日	西暦 年 月 日
	氏名				

2 児童生徒の情報

▼ 児童生徒の情報を記入し、希望する減免額を選択（□）してください。

下記①～③のどこに該当するかは、「授業料等減免制度について（概要）」p.3またはp.4の＜授業料減免額基準表＞を参照

- ① 全額減免される方 ⇒全額減免を選択（実情に応じて半額・3分の1減免も選択可能）
- ② 全額減免か半額減免を選べる方 ⇒全額減免か半額減免のいずれかを選択
- ③ 半額減免か3分の1減免を選べる方 ⇒半額減免か3分の1減免のいずれかを選択

児童 生徒	1人目	フリガナ		申請 時 の 学年	年生	<input type="checkbox"/> 全額減免を希望
		氏 名				<input type="checkbox"/> 半額減免を希望
	2人目	フリガナ		申請 時 の 学年	年生	<input type="checkbox"/> 3分の1減免を希望
		氏 名				<input type="checkbox"/> 全額減免を希望
現住所		〒				

3 申立て内容（該当者のみ記入）

住民票に記載の世帯情報と生活実態が異なる場合、ご提出いただいた書類と現状が大きく異なる場合、

または減免額基準表で③に該当するが全額を希望する場合に記入

例：住民票上は「父・母・子どもの3人世帯」だが、実態は父が別居しており、母である私が子どもと同居し養育している等

- 住民票の情報と生活実態が異なる場合は、その異なる点と理由についてご記入ください。

- ご提出いただいた書類と現状が大きく異なる場合は、その理由についてご記入ください。

- 減免額基準表で③に該当するが、全額減免を希望する場合は、その理由についてご記入ください。
